平成二十年政令第六十四号

ネパール選挙監視国際平和協力隊の設置等 に関する政令

づき、この政令を制定する。 第八項、第十六条第二項及び第十九条の規定に基 に関する法律(平成四年法律第七十九号)第五条 内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力 (国際平和協力隊の設置)

国際的な選挙監視活動のため、国際連合平和維第一条 国際平和協力本部に、ネパールにおける 2 国際平和協力本部長は、協力隊の隊員のうち 和協力隊(以下「協力隊」という。)を置く。四月三十日までの間、ネパール選挙監視国際平 号に掲げる事務を行う組織として、平成二十年 の定めるところにより隊務を掌理させる。 係る国際平和協力業務及び法第四条第二項第三 持活動等に対する協力に関する法律(以下 「法」という。)第三条第三号トに掲げる業務に (国際平和協力手当) 人を隊長として指名し、国際平和協力本部長

のために実施される国際平和協力業務に従事す第二条 ネパールにおける国際的な選挙監視活動 2 手当は、国際平和協力業務に従事した日一日 につき、別表の中欄に掲げる区分に応じ、それ 手当(以下「手当」という。)を支給する。 い、法第十六条第一項に規定する国際平和協力 る協力隊の隊員に、この条の定めるところに従

当の支給の例による。 二十五年法律第九十五号)に基づく特殊勤務手 ては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和 前項に定めるもののほか、手当の支給に関し

ぞれ同表の下欄に定める額とする。

(定員)

第三条 協力隊の隊員の法第十九条に規定する定

別表(第二条関係) この政令は、公布の日から施行する。

|ネパール内の地域(二の項に規定する|一万六 の区域において業務を行う場合 カトマンズ市、パタン市又はポカラ市六千円 地域を除く。)において業務を行う場合千円